

東日本大震災により被災した被保険者に係る国民健康保険料徴収猶予、減免基準の一部を改正する基準

東日本大震災により被災した被保険者に係る国民健康保険料徴収猶予、減免基準の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）をこれに対応する改正後欄に掲げる対象規定のように改める。

また、対象規定の改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものを削る。

改正後	改正前
2 取扱内容 (1) 国民健康保険料の減免 ア 対象者 <u>大震災が生じた日に、避難指示区域等（下記イ。以下同じ。）に住所を有していた納付義務者（大震災が生じた日に、避難指示区域等の区域設定が平成26年までに解除された区域に住所を有していた納付義務者及び大震災が生じた日に避難指示区域等の区域設定が令和元年までに解除された区域に住所を有していた納付義務者（当該納付義務者の属する世帯の被保険者の令和5年の国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第29条の3第2項に規定する基準所得額を合算した額が600万円を超える世帯（以下「上位所得層」という。）の納付義務者に限る。）を除く。以下同じ。）で、次に掲げる者については、本市減免等基準による災害減免の適用対象とする。</u> [(ア) ～ (ウ) 略] <u>イ 避難指示区域等</u> <u>東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第15条第3項の規定による避難のための立退き又は屋内への退避に係る内閣総理大臣の指示の対象区域及び同法第20条第2項の規定による計画的避難区域の設定に係る原子力災害対策本部長の指示の対象区域（当該</u>	2 [同左] (1) [同左] ア [同左] <u>今回の大震災により、生活の本拠を置く住居等が被災した者及び避難を余儀なくされている者で、次に掲げる者については、本市減免等基準による災害減免の適用対象とする。</u> [(ア) ～ (ウ) 同左] <u>イ 適用地域</u> 災害減免の適用地域については、特定被災区域（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律40号）第2条第3項に規定する特定被災区域をいう。）とする。

区域の解除・再編後、当該再編後の区域を含む。）をいう。

ウ 減免額及び減免基準

保険料の減免額は、対象世帯の所得割額、均等割額及び平等割額を減免するものとするが、上記ア（イ）及び（ウ）の者については、対象者の所得割額及び均等割額を減免するものとする。

次の①から⑧までに掲げる世帯（当該世帯が既存の本市国民健康保険の世帯に追加で加入となった場合は、本市国民健康保険の世帯）につき、次のとおり算定した額とすること。

なお、複数の基準に該当する場合は、最も減免額の大きいものを適用することとし、本市減免等基準を適用する方が有利な場合は、本市減免等基準を適用することとする。

①大震災による被害を受けたことにより、主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯

i 大震災が生じた日に避難指示区域等の区域設定が平成 27 年に解除された区域に住所を有していた納付義務者の属する世帯（以下「平成 27 年解除世帯」という。）

ウ [同左]

保険料の減免額は、対象世帯の所得割額、均等割額及び平等割額を減免するものとするが、上記ア（イ）及び（ウ）の者については、対象者の所得割額及び均等割額を減免するものとする。

次の①から⑪までに掲げる世帯（当該世帯が既存の本市国民健康保険の世帯に追加で加入となった場合は、本市国民健康保険の世帯）につき、次のとおり算定した額とすること。

なお、複数の基準に該当する場合は、減免額の大きいものを適用することとし、本市減免等基準を適用する方が有利な場合は、本市減免等基準を適用することとする。

① [同左]

i 平成 26 年までに避難指示等が解除された地域に係る世帯等（次の A から C までのいずれかに該当する世帯をいう。以下同じ。）

A 特定被災区域に係る世帯（原子力災害特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）第 15 条第 3 項の規定による避難のための立退き又は屋内への退避に係る内閣総理大臣の指示の対象区域（当該区域の解除・再編後、当該再編後の区域を含む。以下「警戒区域等」という。）であるため避難若しくは退避を行った世帯及び同法第 20 条第 2 項の規定による計画的避難区域（当該区域の解除・再編後、当該再編後の区域を含む。以下「計画的避難区域等」という。）の設定に係る原子力災害対策本部長の指示の対象と

⇒ 2 分の 1 減免 [ii 略] ②大震災による被害を受けたことにより、主たる生計維持者の行方が不明となった世帯 i <u>平成 27 年解除世帯</u> ⇒ 2 分の 1 減免 [ii 略] ③大震災による被害を受けたことにより、主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入（以下「事業収入等」という。）の減少が見込まれ、次の A から C までの全てに該当する世帯 [A ・ B 略] C 減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の平成 22 年の所得の合計額が 400 万円以下であること。 i <u>平成 27 年解除世帯</u> ⇒【表 1】で算出した対象保険料額に【表 2】の平成 22 年の合計所得金額の区分に応じた減免割合の 2 分の 1	<u>なっていた世帯（以下「避難指示等世帯」と総称する。）を除く。）</u> B <u>避難指示等世帯のうち、警戒区域等及び計画的避難区域等（以下「避難指示等区域」という。）の区域設定が令和元年度までに解除された区域に係る世帯であつて、当該世帯の令和 4 年の国民健康保険法施行令（昭和 33 年政令第 362 号）第 29 条の 3 第 2 項に規定する基準所得額を合計した額が 600 万円を超える世帯（以下「上位所得層」という。）に該当する世帯</u> C <u>避難指示等世帯のうち、避難指示等区域の区域設定が平成 26 年までに解除された区域に係る世帯</u> ⇒ 2 分の 1 減免 [ii 同左] ② [同左] i <u>平成 26 年までに避難指示等が解除された地域に係る世帯等</u> ⇒ 2 分の 1 減免 [ii 同左] ③ [同左] [A ・ B 同左] C [同左] i <u>平成 26 年までに避難指示等が解除された地域に係る世帯等</u> ⇒【表 1】で算出した対象保険料額に【表 2】の平成 22 年の合計所得金額の区分に応じた減免割合の 2 分の 1
--	---

を乗じて得た額 [ii 略] [表 1・2 略] (注 1) 事業等の廃止や失業の場合には、平成22年の合計所得金額にかかわらず、対象保険料額の全部（<u>平成27年解除世帯</u>にあつては、2分の1）を免除すること。 [(注 2) 略] ④大震災により主たる生計維持者の居住する住宅に損害を受けた世帯 i <u>平成 27 年解除世帯</u> ⇒当該世帯の被保険者全員について算定した保険料額に、表に掲げる損害程度の区分に応じた減免割合の2分の1を乗じて得た額 [ii 略] ⑤大震災による被害を受けたことにより、主たる生計維持者以外の被保険者の行方が不明となった世帯 i <u>平成 27 年解除世帯</u> ⇒当該世帯の被保険者全員について算定した保険料額と行方不明者以外の被保険者について算定した保険料額との差額の2分の1 [ii 略] ⑥大震災が生じた日に避難指示区域等に住所を有していた納付義務者（平成 27 年解除世帯及び上位所得層の納付義務者を除く。）の属する世帯（以下「<u>避難指示等世帯</u>」という。）	を乗じて得た額 [ii 同左] [表 1・2 同左] (注 1) 事業等の廃止や失業の場合には、平成22年の合計所得金額にかかわらず、対象保険料額の全部（<u>平成26年までに避難指示等が解除された地域に係る世帯等</u>にあつては、2分の1）を免除すること。 [(注 2) 同左] ④ [同左] i <u>平成 26 年までに避難指示等が解除された地域に係る世帯等</u> ⇒当該世帯の被保険者全員について算定した保険料額に、表に掲げる損害程度の区分に応じた減免割合の2分の1を乗じて得た額 [ii 同左] ⑤ [同左] i <u>平成 26 年までに避難指示等が解除された地域に係る世帯等</u> ⇒当該世帯の被保険者全員について算定した保険料額と行方不明者以外の被保険者について算定した保険料額との差額の2分の1 [ii 同左] ⑥<u>避難指示等世帯（避難指示等区域の区域設定が令和 5 年 4 月 1 日までに解除された区域に係る世帯を除く。）</u>
--	--

⇒全額減免 (注) 上記世帯については、当該区域の解除・再編後においても、引き続き、解除・再編前の世帯と同等の世帯として取り扱うこと。 ⑦平成 27 年解除世帯 ⇒2 分の 1 [削る] ⑧避難指示等世帯のうち、<u>避難指示区域等の区域設定が令和 5 年 4 月 2 日以後令和 5 年度中に解除された区域に住所を有していた納付義務者の属する世帯</u> [i 略] ii 上位所得層に該当する場合 ⇒令和<u>6</u>年度相当分の保険料額であって、令和<u>7</u>年 3 月 31 日までに普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあつては、特別徴収対象年金給付の支払日。以下同じ。）が到来するもののうち、令和<u>6</u>年 4 月分から 9 月分までに相当する月割算定額 [削る]	⇒全額減免 (注) 上記世帯については、当該区域の解除・再編後においても、引き続き、解除・再編前の世帯と同等の世帯として取り扱うこと。 ⑦<u>避難指示等世帯のうち、避難指示等区域の区域設定が平成 26 年に解除された区域に係る世帯であつて、上位所得層に該当しない世帯</u> ⇒2 分の 1 ⑧<u>避難指示等世帯のうち、避難指示等区域の区域設定が平成 27 年から令和元年度までに解除された区域に係る世帯であつて、上位所得層に該当しない世帯</u> ⇒全額減免 ⑨<u>避難指示等世帯のうち、避難指示等区域の区域設定が令和 4 年度及び令和 5 年 4 月 1 日に解除された区域に係る世帯</u> [i 同左] ii 上位所得層に該当する場合 ⇒令和<u>5</u>年度相当分の保険料額であって、令和<u>6</u>年 3 月 31 日までに普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあつては、特別徴収対象年金給付の支払日。以下同じ。）が到来するもののうち、令和<u>5</u>年 4 月分から 9 月分までに相当する月割算定額 ⑩<u>原子力災害対策特別措置法第 20 条第 2 項の規定による緊急時避難準備区域の設定に係る原子力災害対策本部長の指示の対象となっていた世帯であつて、上位所得層に該当しない世帯</u> ⇒2 分の 1 減免
---	--

[削る]

エ 減免の対象となる保険料

減免の対象となる保険料は、平成 22 年度相当分、平成 23 年度相当分、平成 24 年度相当分、平成 25 年度相当分、平成 26 年度相当分、平成 27 年度相当分、平成 28 年度相当分、平成 29 年度相当分、平成 30 年度相当分、令和元年度相当分、令和 2 年度相当分、令和 3 年度相当分、令和 4 年度相当分、令和 5 年度相当分及び令和 6 年度相当分の保険料であって、平成 23 年 3 月 11 日から令和 7 年 3 月 31 日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付日の支払日。）が設定されているものとする。

なお、次の①及び②に掲げる場合については、当該保険料のうち、それぞれ次の保険料とすること。

① ウ⑥、⑦及び⑧に該当する場合

⇒ウ⑥、⑦及び⑧については、それぞれの指示のあった日の属する月分以降の保険料

(注) ⑥に該当するもののうち、平成 23 年 4 月 22 日に屋内退避指示が解除となった地域については、平成 23 年 3 月分から平成 23 年 6 月分までの保険料とする。

② ウ⑥、⑦及び⑧以外に該当する場合

⇒平成 24 年 9 月分までに相当する月割算

⑪特定避難勧奨地点（原子力災害対策特別措置法第 17 条第 9 項の規定により設置された原子力災害現地対策本部の長が、事故発生後 1 年間の積算線量が 20mSv を超えると推定されるとして特定した住居をいう。以下同じ。）に居住していたため、避難を行っていた世帯であって、上位所得層に該当しない世帯

⇒2 分の 1 減免

エ [同左]

減免の対象となる保険料は、平成 22 年度相当分、平成 23 年度相当分、平成 24 年度相当分、平成 25 年度相当分、平成 26 年度相当分、平成 27 年度相当分、平成 28 年度相当分、平成 29 年度相当分、平成 30 年度相当分、令和元年度相当分、令和 2 年度相当分、令和 3 年度相当分、令和 4 年度相当分及び令和 5 年度相当分の保険料であって、平成 23 年 3 月 11 日から令和 6 年 3 月 31 日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付日の支払日。）が設定されているものとする。

なお、次の①及び②に掲げる場合については、当該保険料のうち、それぞれ次の保険料とすること。

① (1)⑥、⑦、⑧、⑨、⑩及び⑪に該当する場合

⇒(1)⑥、⑦、⑧、⑨及び⑩については、それぞれの指示のあった日、⑪については、特定避難勧奨地点として特定した旨の通知があった日の属する月分以降の保険料

② (1) ⑥、⑦、⑧、⑨、⑩及び⑪以外に該当する場合

⇒平成24年 9 月分までに相当する月割算

定額	定額
[(2) 略]	[(2) 同左]
3 適用年月日 令和 <u>6</u> 年4月1日	3 [同左] 令和 <u>5</u> 年4月1日
備考 表中の[]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	